

# 茨城大学文理・人文学部在京同窓会「水交会」会則

## [名 称]

1. 本会は茨城大学文理・人文学部在京同窓生を構成員とし通称「水交会」と称する。

## [目 的]

2. 本会は前項構成員の交流の場とし、会員相互の広範な親睦を図る。

## [会 員]

3. 本会の会員は茨城大学文理・人文学部卒業生の全員を対象とする。

## [役 員]

4. 本会は次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

常任幹事 若干名(幹事長、副幹事長、総務、会計)

監事 1名

年次代表幹事

- (2) 会長は本会を代表し本会の運営を統括するとともに、茨城大学文理人文学部同窓会東京支部長として同窓会本部総会に参画する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (4) 常任幹事は同窓会を企画立案推進するとともに、本会の重要案件をまとめ幹事会に付議する。
- (5) 同窓会の開催、会計報告等、本会の運営に関する重要事項は、年次代表幹事によって構成する「幹事会」において最終決定する。

## [役員を選出]

5. 会長、副会長、常任幹事及び監事は「幹事会」において互選する。

## [役員任期]

6. 役員任期は2年とする。
  - (2) 役員再選は妨げないものとする。

## [顧 問]

7. 本会に功労のあった会員を常任幹事会の議を経て顧問として委嘱することが出来る。
  - (2) 任期は役員に準じる。

## [同窓会の開催]

8. 本同窓会は2年に1回開催する。
9. 会計年度は2月1日より翌々年の1月31日までの2年間とする。
10. この会則は平成7年7月3日より実施する。

制 定	平成 7年7月 3日
改 定	平成 9年7月29日
改 定	平成11年7月22日
改 定	平成12年3月 1日